

図 3.3 一般部の排水構造

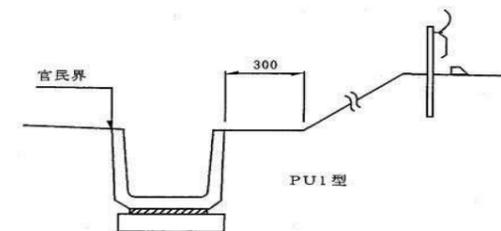


図 3.3 一般部の排水構造

3.5.2 歩道を設置する場合

3.5.2 歩道を設置する場合

(1) セミフラット(マウントアップ)式の場合

(1) セミフラット(マウントアップ)式の場合

- ・ セミフラット(マウントアップ)式歩道の場合は、歩車道境界で集水するのを基本とする。やむを得ず、民地からの排水をとる必要がある区間については、官民境界で集水しても良いが、歩車道境界での集水施設は過度なものとならないようにすること。
- ・ 歩車道境界に設ける排水施設はプレキャスト円形水路を採用することを基本とする。ただし道路の縦断勾配や流末の位置から排水処理ができない場合や、官民境界に排水施設を設ける場合などは、路線全体の排水系統を勘案して判断するのがよい。
- ・ 道路縦断方向に排水管がある場合は、排水管理者と協議の上これを流末としてもよい。
- ・ 乗り入れが少ないなど歩車道境界ブロックにより歩道が滞水する恐れがある場合は、排水用に5mに1箇所程度穴あきブロックを設けるとよい。
- ・ プレキャスト円形水路、L型側溝の形式については、現場の地形、経済性や施工性等の総合的な観点から比較を行い選定する。
- ・ 自転車通行帯を設ける道路、または自転車ネットワーク計画の該当路線等において改築が行われる場合には、自転車の走行性に配慮した排水施設の採用を基本とする。
- ・ 自転車通行帯内に排水施設(暗渠を除く)を設ける場合は、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用するものとする。
- ・ 既設道路の停車帯等を自転車通行帯へ転用する場合についても、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用することが望ましいが、改築を行わない場合は、既存の排水施設を路肩として取り扱い、外側線の設置など可能な限り路肩であることを明確にすること。

- ・ セミフラット(マウントアップ)式歩道の場合は、歩車道境界で集水するのを基本とする。やむを得ず、民地からの排水をとる必要がある区間については、官民境界で集水しても良いが、歩車道境界での集水施設は過度なものとならないようにすること。
- ・ 歩車道境界に設ける排水施設はプレキャスト円形水路を採用することを基本とする。ただし道路の縦断勾配や流末の位置から排水処理ができない場合や、官民境界に排水施設を設ける場合などは、路線全体の排水系統を勘案して判断するのがよい。
- ・ 道路縦断方向に排水管がある場合は、排水管理者と協議の上これを流末としてもよい。
- ・ 乗り入れが少ないなど歩車道境界ブロックにより歩道が滞水する恐れがある場合は、排水用に5mに1箇所程度穴あきブロックを設けるとよい。
- ・ プレキャスト円形水路、L型側溝の形式については、現場の地形、経済性や施工性等の総合的な観点から比較を行い選定する。
- ・ 自転車通行帯を設ける道路、または自転車ネットワーク計画の該当路線等において改築が行われる場合には、自転車の走行性に配慮した排水施設の採用を基本とする。
- ・ 自転車通行帯内に排水施設(暗渠を除く)を設ける場合は、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用するものとする。
- ・ 既設道路の停車帯等を自転車通行帯へ転用する場合についても、自転車の走行性に配慮した排水施設を採用することが望ましいが、改築を行わない場合は、既存の排水施設を路肩として取り扱い、外側線の設置など可能な限り路肩であることを明確にすること。

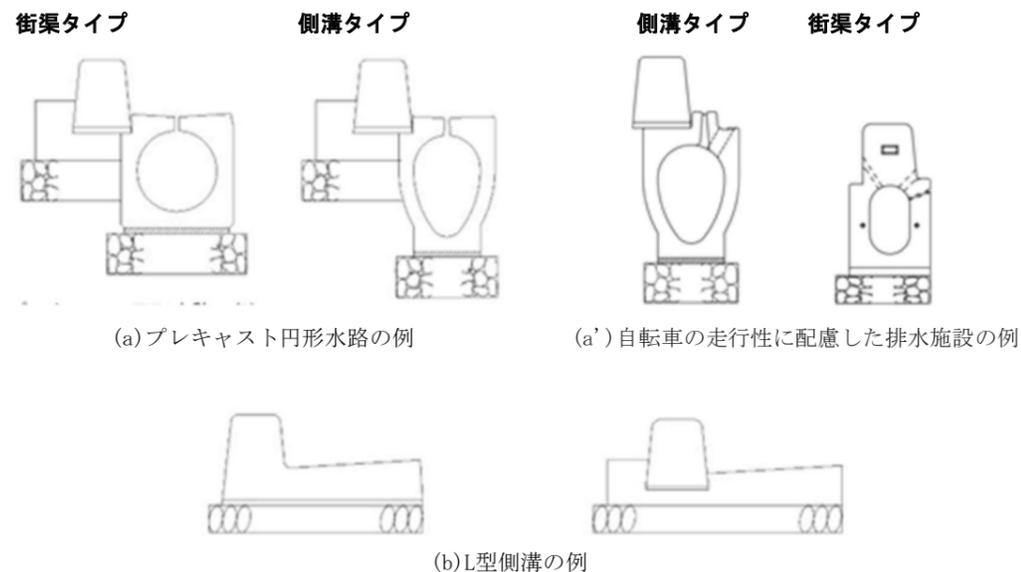


図 3.4 歩車道境界に設ける排水施設の例

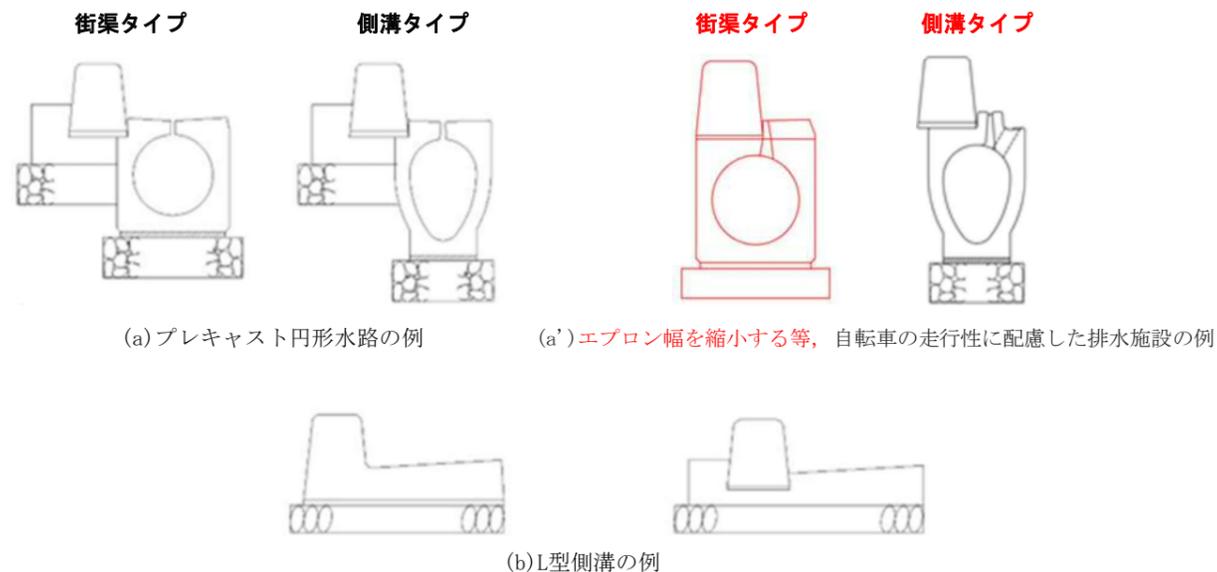


図 3.4 歩車道境界に設ける排水施設の例